

議案第14号

日野町議会議員の議員及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日野町議会議員の議員及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町議会議員の議員及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数を100分の5月引上げ3.40月とする

期末手当の6・12月支給割合をそれぞれ1.70月とする

3 附則

令和2年4月1日から施行する。

影響額

R2	9,543,120円
R1	9,402,780円
差額	140,340円

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭 和 48 年日野町条例第 6 号)第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあ るの「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭 和 48 年日野町条例第 6 号)第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあ るの「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>

附 則  
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。